

中庄新川家蔵『伝受次第』と新川家の古今伝受

小高道子

*キーワード

古今伝受・堺伝受・新川家・肖柏・伝受次第

常縁から古今伝受を受けた宗祇は、三条西実隆・近衛尚通・肖柏に相伝した。この三流の古今伝受は、それぞれ他流と交流することなく、独自に継承されていった。三条西家の古今伝受を継承した細川幽齋は、近

一 中庄新川家蔵『伝受次第』

衛尚通・肖柏に相伝された古今伝受資料を収集し、宗祇を継承する三流の古今伝受資料を集めた。近年、古今伝受資料が紹介され、古今伝受研究が進んだが、肖柏の古今伝受を継承するいわゆる堺伝受だけは、細川幽齋が収集した肖柏から宗訊への古今伝受資料以外に手掛かりがなく、その実態は不明であった。

『新川古今伝受系図』の翻刻解題は次号に譲るが、そこに記された道統は次の通りである。論述の都合上傍注を略し、A（宗祇以前）とB（宗祇以後）との二つに分けて示す。

A（宗祇以前）

左金吾―五条三品―京極黄門―中院―二条―御子左―頓阿―経賢―
堯尋―堯孝―常縁―宗祇

B（宗祇以後）

宗祇―肖柏―宗珀―等恵―宗柳―盛政―盛明―盛里

国文学研究資料館の中庄新川家蔵資料の調査により、肖柏の古今伝受を継承する古今伝受資料が現存することが明らかになった。古今伝受における『古今和歌集』講釈の当座聞書と推定される折紙二紙¹と、肖柏からの道統を示す「伝受次第」（以下、『新川古今伝受系図』と略す）である。本稿では、中庄新川家に伝わる「伝受次第」を、他の道統を示す記述（以下、道統書と称す）と比較検討することにより、新川家の古今伝受について考察を加えたい。

一見して明らかなく、「左金吾」から「盛里」までの道統を記してい

る。そこに記されている人名は、直系のみであり、系図が枝分かれすることはない。他の門人には一切触れず、盛里の「伝受」が、左金吾から肖柏を経て継承されたことを示す。盛里にとつては、自らの古今伝受の道統が正統であることを示す、貴重な一紙であったといえよう。

二 肖柏から宗訊への道統書

宗祇から古今伝受を受けた肖柏の古今切紙（以下、肖柏切紙と略す）は、肖柏が宗訊に与えた資料が、細川幽斎により収集されて宮内庁書陵部に伝わる²。この肖柏切紙は、宗祇を継承する他の古今切紙と比較すると、かなり内容が異なっている³。肖柏切紙には、道統を示す切紙は、『新川古今伝受系図』と同様の系図（以下、『肖柏古今伝受系図』と略す）と、継承者の名前を列記した「稽古方」とする切紙との、二通が伝わる。

『肖柏古今伝授系図』は、A宗祇以前の部分は、『新川古今伝受系図』と一致する。しかしながら、B宗祇以後は、「宗祇―肖柏」とあるだけで、肖柏が相伝した宗訊の名前は見られない。肖柏切紙には、宗訊に宛てた証明状も含まれているから、これらの切紙は、肖柏から宗訊に伝えられたと推定される。それにもかかわらず、『肖柏古今伝受系図』には、宗訊の名前が見られない。すると、『肖柏古今伝受系図』は、『系図』に記された道統を宗訊に伝えたことを示すのではなく、授ける側の肖柏が、『系図』に記された道統を継承していることを示すのであろうか。肖柏切紙の中には、宗訊宛の誓状と証明状が含まれるから、肖柏が道統を継承し

ていれば、宗訊は、肖柏の道統を継承したことになる。肖柏切紙は、肖柏が記して宗訊に与えた。そのため、肖柏は、自らが道統を継承することを『系図』によつて示し、道統を宗訊に伝えたことは、『系図』ではなく証明状によつたと推察できる。『系図』は授ける側の道統を示すものであり、系図に記された道統を継承した肖柏が、相伝した「宗訊」の名を書き足すことなく、自らが宗祇から伝受したままの形で宗訊に伝えたのであろう。

肖柏切紙には、『肖柏古今伝受系図』の他に、常縁までの道統を記す「稽古方」とする切紙がある（以下、『系譜』と略す）。『系譜』は、「稽古方」として「情新 詞旧／心直 言艶」と記した後

弘長元年二月九日授素暹／三代撰者融覚／御判
と記し、裏に

素暹／行氏／時常／氏村／常顕／師氏／素明／氏数／常縁
と、常縁までの道統を記す。

この宗祇から肖柏への道統書二種により、肖柏は宗祇から、二通りの流れをあわせたものを伝受して、宗訊に伝えた事がわかる。そして、肖柏から宗訊をへて新川家に伝えられたいわゆる堺伝受においては、この『系譜』は見られないものの、左金吾に始まる系図は伝えられている。あるいは、宗祇以前の道統よりも、肖柏以後の道統を伝えていることが重視されたのであろうか。

三 宗祇から三条西実隆への道統書

宗祇の門弟のうち、「門弟随一」として、宗祇の古今伝受を継承したのが実隆であった。実隆が宗祇から伝受した切紙（以下、「実隆切紙」と略す）は、実隆自身が書写して早稲田大学図書館に伝わる。この実隆切紙では、道統について、『系図』と『系譜』の両者が伝わる。実隆が継承した『系譜』（以下『実隆系譜』と略す）を見ると、A宗祇以前は、『新川古今伝受系図』と同じであるが、B宗祇以後の部分が見られない。宗祇までで終わっていて、実隆の名前が見えないのである。『肖柏古今伝受系図』に、宗祇の名前が見られないこととあわせて考えると、宗祇・肖柏は、『系図』に伝受者の名前を記さずに切紙を相伝したのかもしれない。『系譜』は、肖柏が伝受したものと同様である。

1と2をあわせて考えると、宗祇が伝えた古今切紙には、『系図』と『系譜』の両方が含まれていて、『系図』には、弟子の名前を記さずに相伝したと推定される。また、同じく宗祇から伝受した近衛尚通の切紙には、『系譜』は見られるが、『系図』は見られない。宗祇を継承する三流の古今伝受ではあるが、それぞれの古今伝受については、個別に検討することが必要であろう。

四 三条西実枝から細川幽齋への道統書

実枝から三条西家の古今伝受を継承した細川幽齋の切紙（以下、『当流切紙』と略す）は、『図書寮典籍解題 続文学篇』に翻刻・紹介されている。⁵⁾『系図』はあるが、『系譜』は見られない。『系図』には、直系の道統のみならず、枝分かれた流れの人名も記されている。そして、B宗祇以後には、「宗祇―実隆公―公条公―実澄―玄旨」と記されている。「実隆公」「公条公」「実澄」とあるから、実澄が記したのである。実澄は天正二年十二月に実枝に改名しているから、それ以前に記したことになる。実澄は天正二年六月に、幽齋に切紙を相伝しているから、その時、自分の名前とともに、幽齋の名を記したのである。一方、「稽古方」の切紙には他の『系譜』には見られない記述がある一方で、「口伝云、為家卿弘長三年二授素遅切紙也／此裏二有連署、略之」と記して、為家から常縁に至る系譜は記されていない。こうしたことから、宗祇が実隆に相伝した三条西家の古今伝受は、実枝が幽齋に相伝する時には、いろいろと変化していたことがわかる。

五 新川家の古今伝受

これらの『系図』『系譜』のあり方と比較検討すると、『新川古今伝受系図』A宗祇以前は、宗祇から肖柏・実隆に相伝された系図と一致する

ことから、宗祇から古今伝受を受けた肖柏の古今伝受を継承していると推定される。また、新川盛政・盛明に花押が記されていて、盛里には花押が記されていないことから、この『新川古今伝受系図』は、新川家において盛政・盛明と継承され、盛里に与えられたと推定できる。新川家に伝わる古今伝受資料はこの『新川古今伝受系図』と『古今和歌集聞書』二紙のみであるが、聞書の内容から、肖柏の古今伝受を継承していることが推定できた。そして、この『新川古今伝受系図』から、新川家の古今伝受は、肖柏から宗柳を経て新川盛政に伝えられ、その後、盛明、盛里と、新川家の中で継承されたと推察される。堺伝受の資料はほとんど知られることがなく、堺伝受についても不明な点が多かったが、これらの新川家の資料により、少なくとも、新川盛里までは、肖柏の古今伝受が確実に継承されていたと推定できよう。

〔注〕

- (1) 「解題と翻刻―中庄新川家蔵 古今和歌集聞書（仮題）―」（『調査研究報告37』平29・3）
- (2) 引用は『古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』（臨川書店 昭58）による。
- (3) 宗祇を継承する三流の切紙の相違については「宗祇を継承する三流の古今切紙」（『中京大学国際教養学部論叢』平29・10）で検討を加えた。
- (4) 引用は『中世歌書集』（早稲田大学蔵資料影印叢書 昭62）による。

る。

- (5) 引用は同書による。

〔付記〕

貴重な資料の閲覧・公開を御許下さった新川家に深謝申し上げます。